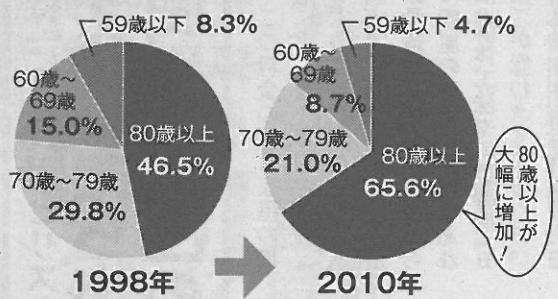


老老相続時代の 「実家の処分」はこんなに大変

片付け&

「老老相続」が急増している(被相続人の死亡時の年齢)



誰も住んでいないとはい
え、電気代や水道代などの
基本料金は契約解除しない
限り支払わなければならな
いし、高額でない(年額約
5万円)とはいえた固定資産
税もかかる。Aさんは「二
束三文でもいいから更地に
して売却しようとも考
えた」というが、不動産業者
による解体費用の見積もり
が約300万円と聞いて思
いとどまつた。

「貯蓄を取り崩しながらの
年金暮らしの上に、まだ若
く収入が少ない息子夫婦か
らは自宅の購入資金や孫の
教育資金の援助をせがまれ
ている。亡くなつた母の土
地の処分のために出費でき
る状況ではありません」(A
さん)

総務省家計調査によれば、

無職高齢者世帯(男65歳以上、
女60歳以上の者のみからなる
2人以上の世帯)の平均収

入は261万3804円(主に年金)

(主に年金)であるのに對し、
支出は324万7464円。
赤字分は預貯金の取り崩し
でカバーしているのが現状
だ。加えて「実家の処分」
で大きな負担を抱えること
は難しい。

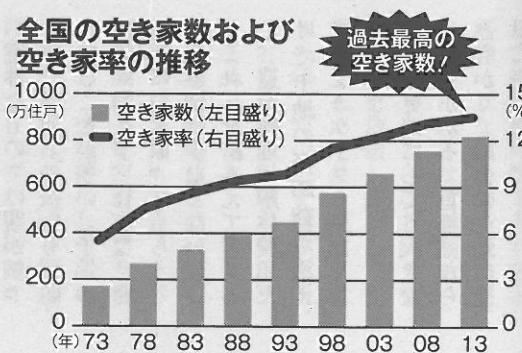
Aさんは東京の自宅を売
り払つて高知で生活すること
とも検討したが、東京生ま
れの妻に「それなら離婚す
る」と猛反対された。

「大学に入るまで過ごした
家ですから愛着がないわけ
ではありません。大事な思
い出だってたくさんある。
しかし、今となっては、両
親はどうでもいい不良債権
を残してくれたな」という
のが正直な気持ちです」(A
さん)

Aさんのケースは他人事
ではない。だからこそ、「相
続人予備軍」は「いざれ
る日」に備えて「実家の片
付け・処分」を済ませてお
きたいと考えている。

その際に最も大きな問題
は、やはりその「費用」で
ある。次稿では実家の処分
で「何にいくらかかるのか」
を、多角的に調査した。

自分たちの生活で手一杯なのに



Part1 高齢の相続人が頭を抱える 老老相続の厳しい現実

高齢化ニッポンの新たな重要なテーマになつてゐるのが「実家の片付け・処分」である。「どのように家財を処分すればいいのか」「業者に依頼する場合の注意点」といったノウハウが注目を集めると、背景にある「老老相続」の深刻な現実を見落としてはならない。

相続税の申告を元にした
被相続人(死亡した人)の
年齢構成比を見ると、80歳
以上が占める割合は89年の
約4割から10年には約7割
に上昇した。被相続人の年
齢上昇は、同時に相続人の
高齢化を意味する。日本政
策投資銀行参事役・藻谷浩
介氏のベストセラー『デフ
レの正体』(角川書店刊)に
よれば、相続人の平均年齢
は67歳に上るとの調査もあ
る。相続した時には自分も
高齢者になつてゐるのだ。

相続資産が金融資産なら
大きな問題はないが、厄介
なのは不動産資産、中でも
別居していた親の実家であ
る。国税庁資料によれば土
地・家屋は相続資産の50%
超を占めていることからも、
不動産相続は最大の懸案と
なっていることがわかる。

東京で妻と2人暮らしを
する年金生活者のAさんは
(67)のケースは典型的な老
老相続。4年前、郷里・高知
で独居していた母親が89歳
で亡くなり、実家を相続す
ることになった。それはA
さんの手に余るものだった。
「山間部にある古い30坪ほ
どの木造2階建てで、賃貸
に出しても借り手は見つか
りそうにない。運良く見つ
かったとしても、母が遺し
た家財道具を整理しなけれ
ばならない。最初は何度か
に分けて整理しようとも思
いましたが、往復3万～4
万円の交通費をかけて何度も
通うわけにもいきません。
仕方なく空き家のまま放置
しています」

13年の日本の空き家の数
は約820万戸(総務省統
計局調査)。前回調査(08年)
に比べて63万戸も増加した。
都心で供給過多が取り沙汰
されるマンションが原因で
はない。空き家率が高い都
道府県は山梨県17・2%、
愛媛県16・9%、高知県
16・8%、徳島県16・6%、
香川県16・6%と、地方が
目立つ。最大の理由はAさ
んのように、死亡した被相
続人の不動産が放置されて
いるケースとされる。